

中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 準備書の調査審議に係る意見の聴取について

1 概要

横浜市環境影響評価条例（以下「条例」といいます。）第30条第1項に基づき、対象地域（戸塚区戸塚町、上倉田町、下倉田町）内に居住する者等は、標記事業に係る準備書及び準備書意見見解書について、当該準備書意見見解書の縦覧期間内に、審査会に対し、環境保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができます。

この申出があった場合、同条第2項に基づき、審査会は、準備書の調査審議に際し必要があると認めるときは、意見の聴取を行うものとされています。

2 申出期間

平成30年11月15日（木）から同年11月29日（木）まで（郵送は当日消印有効）

3 受付結果

申出期間内に2名の方から意見陳述申出書が提出されました。内容を表1に整理しました。

4 意見の聴取を行う者及びその時間について

条例施行規則第30条第2項に基づき、意見の聴取を行う場合においては、申出書を提出した者のうちから、意見の聴取を行う者を選定することができるとされています。

また、同条第3項に基づき、意見の聴取を円滑に行うために必要があると認めるときは、意見の聴取を行う時間を定めることができるとされています。

横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手続に係る実施要領（抜粋・下線追記）

第3条 規則第30条第2項の規定による選定は、条例第30条第1項又は第59条第4項の規定により申出をした者のうちから選定する。

（1）意見聴取の選定人数は、対象事業ごとに原則10名程度までとする。

第4条 意見の聴取は原則審査会の会議1回の範囲内で行うこととする。

2 規則第30条第3項の規定による意見陳述の時間は、1人あたり10分以内とする。ただし、審査会は、必要に応じてこれと異なる時間を定めることができる。

表1 意見陳述申出書の概要

申出人	住所	陳述しようとする意見の概要
申出人A	戸塚区戸塚町	<ul style="list-style-type: none"> 「自然環境アセスメント技術マニュアル」によれば「写真を用いて現場の景観ができる限り再現する為には、写真の大きさや見る人間の眼と写真との距離も大きく関与してくる。実際には35mmレンズで撮影した写真では四つ切サイズに引き伸ばして約30cm程度離して見るのが妥当。」等と記述されているので、正しい景観評価が行えるよう同マニュアルに則したフォトモンタージュ（焦点距離35mm、四つ切サイズ）を提示して頂きたい。同様に、準備書P. 6. 11-35の「図6. 11-5、緑道内イメージ図」も提示して頂きたい。 31mの建物高さ及びまとまった研究棟配置が必要な理由を質問したことに対し、新しい薬を創出するためには多様な研究機能の配置とそれらが密接に連携できる環境整備等が必要であり、現在の計画を変更できないと回答があった。なぜ15mの高さの建物ではだめなのか。低くするとどのような不都合があるのか。また、研究棟の配置をまとめないと何が問題となるのか。明らかにして頂きたい。 現状計画では今までと比べて部屋からの眺望が著しく阻害されるため、西側敷地の研究棟（W-03、W-04、W-05）の高さをエントランスエリアと同じ15mとすることを要望した。事業者見解では、眺望を著しく阻害しない工夫を図るとの回答はあるが、これまでの対応に加えて更なる工夫をして頂けるようには思えない。事業者見解に記載された「a) 50m以上離す b) 前面部の高さを26mとする」という対応では十分でないと考える。研究棟の壁が立ちはだかり圧迫感を感じる状態になるだけは避けて頂きたいので、西側建物（W-03、W-04、W-05）の高さをエントランスエリアと同じ約15mとすることを検討頂きたい。 <p style="text-align: right;">(申出書には部屋からの眺望を示した写真20枚の添付あり。)</p>
申出人B	戸塚区戸塚町	<ul style="list-style-type: none"> なぜはじめの建設予定地を西側敷地にしたのか。西側敷地周辺にはマンションが多数立地しており、住民の住環境に多大な影響を与えるので、理路整然とした理由がないならば、はじめの建設予定地は東側敷地に変更して頂きたい。 東側敷地のグラウンドはどういう扱いとなっているのか。東側敷地のグラウンドを西側敷地中央に配置すれば、東側敷地において研究棟を当初の建設計画通りに建設できるのではないか。 東側敷地のグラウンドの調整池の役割と、西側敷地の緑道が調整池の役割を担うのとが同等だということであれば、西と東を入れ替えても差し支えないのではないか。